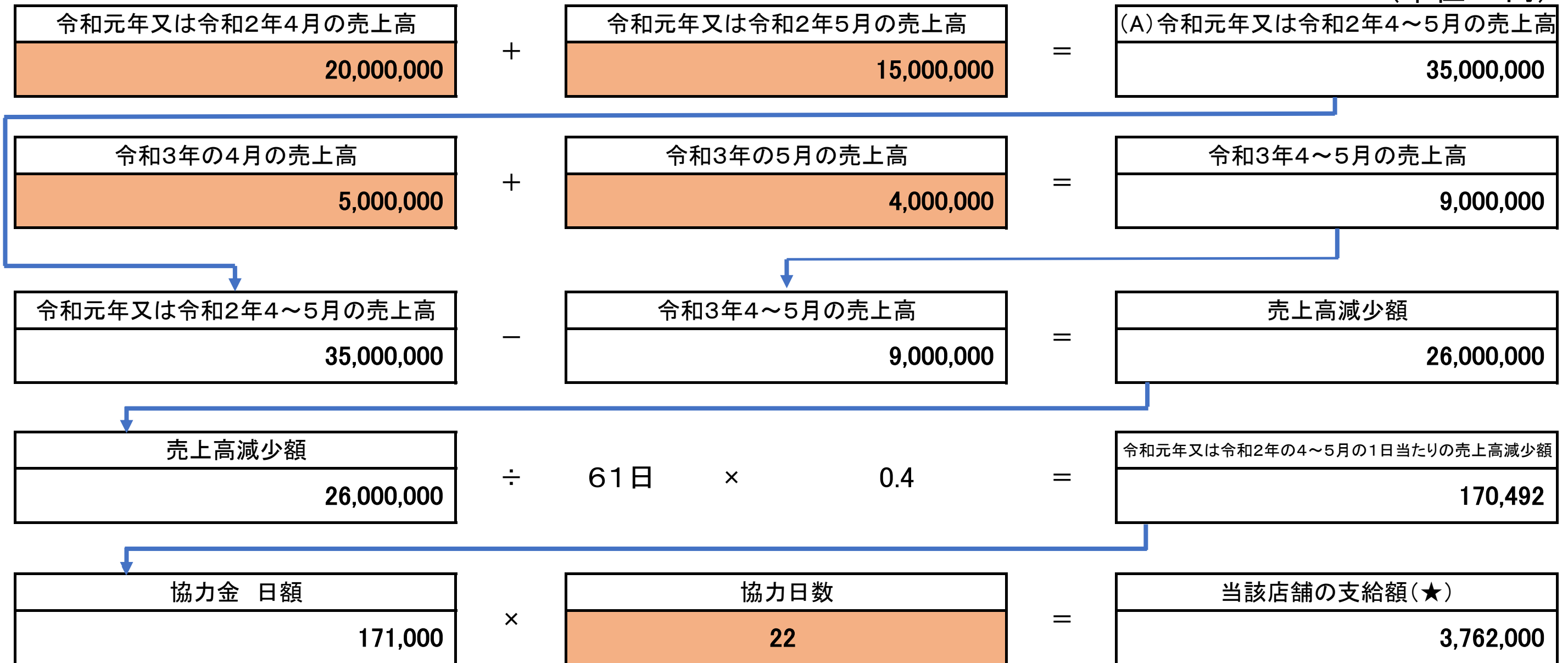


【売上高減少額 算定様式】 ※ 大企業・中小企業・個人事業主選択可能

記入例

(単位：円)



「20万円」か「(A)÷61×0.3」が上限
(千円未満の端数は千円単位に切上)

【県内全域】
売上高減少額方式は措置区域内か区域外かにかかわらず、共通の算定方法になります。
ただし、その他地域の店舗については上限額は20万円か前年又は前々年の4月及び5月の1日当たり売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額となります。